

## 令和6年度

# 糸島市地域連携にぎわい創出事業補助金 Q & A

(旧名称：糸島市にぎわい回復チャレンジ事業補助金)

補助対象者について
Q 1 団体の構成員に市外の商工業者や団体が含まれますが、対象になりますか。 本補助金の補助対象事業は、市外の商工業者や団体は参加することができないため、対象になりません。
Q 2 団体の構成員に商工業者以外の市内事業者が含まれますが、対象になりますか。 補助対象事業の参加者に占める商工業者の割合が5割以上であれば対象となります。 商工業者以外の例として、一次産業従事者、地域サークル等が挙げられます。
補助対象事業について
Q 3 市内経済活性化に資するキャンペーンやイベントとはどのような事業ですか。 参加者の売上増加につながるような事業です。地域と連携し、来店客数や客単価等の増加を誘引するような事業計画になっているかを審査します。 詳細は商工振興課へご相談ください。
Q 4 本店所在地が市外にある法人や、市外に住所がある個人事業者の場合は参加事業者になることができますか。 糸島市内に支店や店舗がある場合は参加事業者になることができます。
Q 5 既存のイベントも対象ですか。 地域のにぎわい創出を目的としているため、これまでに実施されたことがあるイベントなどについても補助対象です。 しかし、その事業に他の補助金等が含まれている場合は対象外です。
Q 6 オンラインマルシェなど、ネット上のイベントも対象ですか。 地域のにぎわいを創出する事業の支援であるため、店舗等に集客しないネット販売は対象外です。
補助率及び補助上限額について
Q 7 参加者数が変わる可能性があります。どうしたらよいですか。 補助上限額を決定する参加者数については、申請要領のチェックシートを参考に、交付申請時の数で申請してください。 なお、交付決定後に参加者名簿に変更が生じる場合は変更申請が必要です。参加者数の増減がない場合や、増減があっても補助上限額に影響がない場合でも、必ず申請してください。
Q 8 糸島市内に複数の店舗を有しています。参加事業者数の数え方は店舗毎ですか。 参加者数の数え方は、事業者単位です。ひとつの事業者が2以上の店舗を市内に有し、そのどれもがキャンペーンの対象店舗であったとしても、参加事業者数には1つとカウ

ントされます。
Q9 事業の一部を委託する事業者は参加事業者となりますか。
参加事業者にはなりません。例えば、補助事業実施にあたり、事業者Aに業務を委託し、事業者Bから物品をリースする場合、AとBは参加事業者になることはできません。補助対象事業により集客を見込む店舗等が参加事業者になります。
補助対象の経費について
Q10 補助対象事業に直接要する経費とはどんなものがありますか。
補助対象事業の実施のために直接的に係る経費が対象であり、消費喚起に直接的に要するものに限ります。 以下のような経費は対象外です。 ・高額な報償費（有名人や著名人等を招聘するための費用など） ・高額な物品のレンタル料 ・備品の購入費用 ・資産として残る物（机、カラーコーン、固定式の看板やオブジェ、アプリ開発等）の費用など ・各参加者が作成する個別の販促チラシの印刷費（本キャンペーンの対象店舗である旨を記載していたとしても対象外） ※上記はあくまで例です。詳細は商工振興課へご相談ください。
Q11 経費の支払いにクレジットカードを使用できますか。
クレジットカードやスマートフォン決済等を利用した場合には、決済時のレシート（明細）と領収書を添付していただく必要があります。 なお、決済により付与されたカードポイントやショップポイント等は対象経費から控除します。また支払いにポイントを充当した場合も、その分を控除します。 領収書には、日付、宛名（グループ名又は代表者名に限る）、受取人の住所・氏名が必要です。
Q12 広報・PR計画について、会員向けのDM発送は認められますか。
広報・PR計画としては認められますが、広く平等に周知していただく必要がありますので、店舗のメンバーや会員のみを送るDMにかかる経費は補助対象経費には認められません。また、会員になることでもらえる特典や割引等にかかる経費も認められません。
Q13 景品の仕入れに係る経費について、参加事業者から景品を提供してもらうことは可能ですか。
参加事業者から景品を提供してもらうことは可能です。しかし、参加事業者から景品を仕入れる場合は、原価をもって補助対象とします。実績報告書の提出時には、仕入原価及び製造原価を確認するため、景品の提供先である参加事業者が、その景品を卸業者などから仕入れた際の仕入伝票などを提出していただくこととなりますので、ご注意ください。
事業期間について
Q14 領収書の日付が補助対象期間外です。対象になりますか。

(令和6年4月1日現在)

<p>対象になりません。補助対象期間内に支出した経費の領収書等の写しを添付し、事業完了後30日以内または令和7年3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。</p>
<p>提出書類について</p>
<p>Q15 事業計画書の売上目標について、補助金申請額以上の売上を上げる計画でないと、申請できないのですか。また、事業計画時の売上目標が達成できなかった場合、補助金の交付は受けられないのですか。</p>
<p>売上目標の制限を設けたのは、補助対象事業の継続性・自立性を促すためです。今後、本補助金を受けない場合でも、補助対象事業の継続ができるよう、採算性を持って事業を計画していただくようお願いします。</p> <p>なお、実績報告時、売上目標が達成できなかったことを理由に、補助金の交付が取り消されることはありません。ただし、事業報告書には目標が達成できなかった理由を記入し、次の事業に活かせるようにしっかり分析を行ってください。</p>
<p>Q16 見積書が提出できない経費はどうしたらよいですか。</p>
<p>見積書の提出が困難な経費については、積算の根拠を明らかにし、収支計画書に記載してください。(スペースが足りない場合は、資料を添付してください。)</p> <p>なお、実績報告書の提出時には、全ての補助対象経費について領収書の添付が必要ですのでご注意ください。</p>
<p>Q17 事業報告書に添付する実施状況写真やチラシ等について提出の際の注意点はありますか。</p>
<p>参加事業者全員が実際にキャンペーン等に参加しているかどうかを確認するための資料です。各店舗がキャンペーン等を実施していることがわかるような写真を貼付してください。またチラシ等については、原本を提出してください。</p>
<p>Q18 事業報告書に添付する資料(事業実施の効果がわかる資料)とはどのようなものですか。</p>
<p>事業報告書には、次の①及び②を店舗毎にまとめた資料を添付してください。</p> <p>①来店客のうちキャンペーン等を利用した客の数とその売上を集計した資料。</p> <p>②景品等を配付した場合は、その配布状況と景品代を集計した資料。</p>
<p>その他</p>
<p>Q19 天変地異等の災害に伴い、事業を中止した場合、補助金は交付されますか？</p>
<p>原則として、事業を中止した場合は、補助金は交付できません。</p> <p>ただし、糸島市地域連携にぎわい創出事業補助金交付要綱第15条に記載のとおり、市からの要請または天変地異等の申請者の責めによらない不測の事態により中止となった場合には、既に支払った経費等については審査の上、一部を補助します。</p>